



平成24年8月31日

各 位

会社名 インフォテリア株式会社
代表者名 代表取締役社長 平野洋一郎
(コード番号:3853 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 齊藤裕久
(TEL 03-5718-1250)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成24年8月31日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対し、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、取締役については、平成24年6月23日開催の第14回定時株主総会においてストック・オプションによる取締役報酬新設として承認された新株予約権の個数、内容に従って行うものであります。

I. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の従業員に対して、無償にて新株予約権を発行するものであります。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、有利発行には該当いたしません。

II. 新株予約権の発行要項

第12回新株予約権発行要項

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合等、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、発行決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数

4,900個（うち社外取締役分は320個）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 490,000 株（うち社外取締役分は 32,000 株）とし、上記（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個当たりの金額は、次に決定される 1 株当たりの価格（以下、「行使価額」という。）に上記（1）に定める新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日に属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価格とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成 26 年 9 月 19 日から平成 28 年 9 月 18 日とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。

ただし、新株予約権者が任期満了または定年により退任した場合、死亡後 10 ヶ月以内に相続人が確定した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 前号に該当する場合を除き、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

⑤ その他の権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

(8) 新株予約権の割当日

平成 24 年 9 月 18 日

(9) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 本新株予約権の割当日以後、以下の各期間について東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 1 ヶ月平均株価（当日を含む直近の 21 営業日の平均株価をいい、1 円未満の端数は切り捨てる。）が、以下の一定の水準（以下、「取得条件判定水準」といい、1 円未満の端数は切り捨てる。）を一度でも下回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得するものとする。
 - i 平成 24 年 10 月 19 日から平成 25 年 9 月 18 日まで
取得条件判定水準 行使価額の 60%
 - ii 平成 25 年 9 月 19 日から平成 26 年 3 月 18 日まで
取得条件判定水準 行使価額の 80%
 - iii 平成 26 年 3 月 19 日から平成 26 年 9 月 18 日まで
取得条件判定水準 行使価額の 105%
- ② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（1）に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（4）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（11）③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（5）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（5）に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（10）に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記（7）に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得事由及び条件

上記（9）に準じて決定する。

⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(12) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(13) 申込期日

平成 24 年 9 月 18 日

(14) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	6 名	1,600 個
当社従業員	14 名	2,700 個
当社子会社従業員	6 名	600 個

以 上